

**北杜市太陽光等再生可能エネルギー
発電設備設置に関する検討委員会
提 言 書**

平成30年10月17日

北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会

・提言にあたって

北杜市の恵まれた自然環境は、豊かな住環境、農業、林業及び観光業等を支える貴重な資源であり、将来にわたって守るべきものである。

- ・南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、秩父多摩甲斐国立公園を有する。
- ・富士山を間近に望むことができる。
- ・豊富な森林と水資源がある。
- ・日照時間が長い。
- ・標高が高く、湿度の低い冷涼な気候である。
- ・大都市（東京、横浜、名古屋等）からのアクセスがよい。

北杜市は地球温暖化対策の代替エネルギーとしての太陽光発電や水力発電など、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を進めてきた。

しかし、現在北杜市内では山林や住宅地など、随所に太陽光発電設備が設置され、北杜市の貴重な自然環境、景観が破壊されるとともに、大量の森林伐採や危険地帯（砂防指定地等）への設置により、住民の安全が脅かされる事態となっている。北杜市は移住先・保養地・観光地としての価値が高いだけに今後失われる経済価値、不動産価格の低下も深刻な懸念材料である。

これまでは北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱、北杜市景観条例、山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドラインにより市は事業者に対して指導を行ってきたが、任意協力を求める行政指導にとどまる要綱とガイドライン、また明確な設置基準が示されない景観条例のみでは市職員の指導も限界がある。その結果、今日の乱立状況がもたらされ、また今後も多数の未稼働案件があることから、将来にわたってもこの状況が続いていくことが想定される。

検討委員会としては、法的拘束力を持ち実効性のある太陽光発電設備設置に関する規制条例を制定し、適切に運用することが急務であると考え。条例の策定にあたっては、これまでの市内における設置状況、住民の被害状況及び将来発生する可能性が極めて高いリスクを検討した結果、現行の北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の内容に加えて、以下の骨子を網羅した条例とするように提言する。

なお、市長及び市議会は、条例の制定にあたって10回に及んだ20名の検討委員会の審議の結果としてまとめられたこの提言を最大限尊重することを求める。

北杜市太陽光等発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の骨子

1 対象

太陽光発電設備出力10kW以上および太陽電池出力10kW以上の設備（複数分割案件については一団として合計出力とする）で、条例施行日以降に設置を行おうとするもの。（FIT法第9条第3項の認定を受けた設備以外の設備も含む）

- ① 複数分割案件は次のいずれかにあたる場合には、一団とみなす。
 - a 同一事業者
事業者名義が異なる場合でも家族、グループ法人および法人の関係者の家族が事業者である場合は同一事業者と判断する。
 - b 異なる名義の事業者であっても、明らかに共同性が疑われる場合。
 - c 地権者が同一である場合。
 - d 保守点検責任者が同一である場合。
- ② 条例施行時に設置済み設備については、適正な猶予期間をもって、改善を行うよう別途定めるものとする。（→10 参照）

2 発電設備の設置は、許可制とする。

災害危険の有無、自然環境、生活環境および景観への影響、設置から撤去に至るまでの計画が本条例および関係法令を遵守したものであり適正であるかを判断するための明確な許可基準（別紙1）を定め、北杜市はそれに基づき厳格に判断するものとする。

また、許可基準各項目についての判断結果は、公開するものとする。

但し、建築物の屋根に設置する太陽光発電設備については、設置届とする。

3 発電事業者に対して、事業の計画段階での周辺住民等（住民、土地所有者等、設置により影響を受ける者全て）への事業計画の周知義務と、周辺住民等との合意形成のための最大限の努力義務を課す。

- ① 計画段階で、事業計画地の公道より見えやすい場所に発電設備設置計画を示す標識を設置すること。条例施行時に既に認定取得済み（みなし認定を含む）の事業計画地には、条例施行後60日以内且つ説明会開催日の30日前までに標識を設置すること。

標識：名称、所在地、発電出力、発電事業者および保守点検責任者の氏名、住所および連絡先電話番号、設置工事開始予定日、運転開始予定日を記載したもの。FIT認定設備については設備IDも記載すること。

② 事業者による事業計画説明会の開催を義務とすること。説明会の議事録、出席者の署名および周辺住民等からの意見および要望に対する対応策等を明記した説明会開催結果報告書を、市への許可申請時に提出を義務づけること。

③ 事業計画説明対象者（周辺住民等）の定義：

事業計画地の敷地境界より100m以内の住民および土地・建築物所有者を最低限度として、設置により影響を受けると考えられる合理的な理由のある全ての住民、土地および建築物所有者、および地域住民団体（行政区および自治会等）の責任者。

但し、建築物の屋根に設置する太陽光発電設備については、上記①～③は除外し、反射光の影響がある場合にのみ該当する住民への説明を行うものとする。

4 防災上危険な地域および貴重な自然環境や景観として守るべき地域を定め、禁止区域とする。但し、建築物の屋根に設置する太陽光発電設備については、除外する。

設置禁止区域：国立公園、国定公園、保安林、砂防指定地、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、その他北杜市の指定する区域
(例：水源地域等)

5 設備設置にあたっての残地森林率、植栽の設置基準、離隔距離、および発電設備の高さ制限を明確に定めること。但し、建築物の屋根に設置する太陽光発電設備については、除外する。

山岳景観形成区域：

① 敷地境界から5m以上（営農型発電設備の場合には、太陽光発電設備の高さの3倍以上）の幅の面積または敷地周囲に全敷地の25%以上のどちらか大きい方の面積に残地森林もしくは造成森林を設けること。

◎隣接地に住宅がある場合には、敷地境界から10m以上（営農型発電設備の場合には太陽光発電設備の高さの6倍以上）の残地森林もしくは造成森林とすること。

- ② 防護柵の外側に常緑樹で植栽を施すこと。植栽は、設置工事完了時に発電設備および防護柵と同じかそれ以上の高さのものとし、隣接地および周辺地域より設備を概ね見通すことができないようにすること。
- ③ 太陽光発電設備の高さ（太陽光モジュールの最高点までの高さ）は、地盤面から垂直距離で1.5mを超えてはならない。
但し、営農型発電設備の場合には、除外する。

田園集落景観形成区域：

- ① 敷地境界から発電設備までの離隔距離を5m以上（営農型発電設備の場合には太陽光発電設備の高さの3倍以上）とし、防護柵の外側に常緑樹で植栽を施すこと。植栽は、設置工事完了時に発電設備および防護柵と同じかそれ以上の高さのものとし、隣接地および周辺地域より設備を概ね見通すことができないようにすること。
- ◎隣接地に住宅がある場合には、敷地境界から10m以上（営農型発電設備の場合には太陽光発電設備の高さの6倍以上）の離隔距離をとり、緑化を行うこと。
- ② 太陽光発電設備の高さ（太陽光モジュールの最高点までの高さ）は、地盤面から垂直距離で1.5mを超えてはならない。
但し、営農型発電設備の場合は、除外する。

6 北杜市は、危険な設置工事防止のための事前確認を行うこと。

但し、建築物の屋根に設置する太陽光発電設備については、除外する。

- ① 架台の J I S 規格遵守を担保するため、設備設置許可申請時に標準仕様で設計したことを確認できる文書若しくは強度計算書の提出を義務付けること。
尚、標準仕様で設計を行う場合であっても、高さ制限内に収まるようにすること。
- ② 分割案件および複数事業者が隣接して事業を行うことによる林地開発逃れを防止するために、北杜市は設備設置許可申請受理時に必ず資源エネルギー庁の自治体への認定情報の提供により広域的に周辺の認定状況を確認し、合計面積が1haを超えないことを確認する義務を負うこと。

7 パワーコンディショナーは、騒音、低周波音および電磁波による住民への被害を最小に抑えるために、周辺に建設済み、建設中および建設計画が確定している住宅から最も遠い事業敷地内の場所に設置すること。

8 北杜市は、設置工事終了後に許可内容通りに工事が行われたことを現地確認した後に完了通知を事業者に発行するものとする。事業者は完了通知を受理するまでは、発電設備の運転を開始してはならない。

9 設備の売却、事業継承等により事業者が変更した場合には、北杜市への届出と標識の変更を30日以内に行うことを義務化すること。

標識とは、設備着工前においては北杜市条例で定める太陽光発電設備設置計画標識であり、FIT認定設備において設備着工後は資源エネルギー庁事業計画ガイドラインの定めによる標識である。

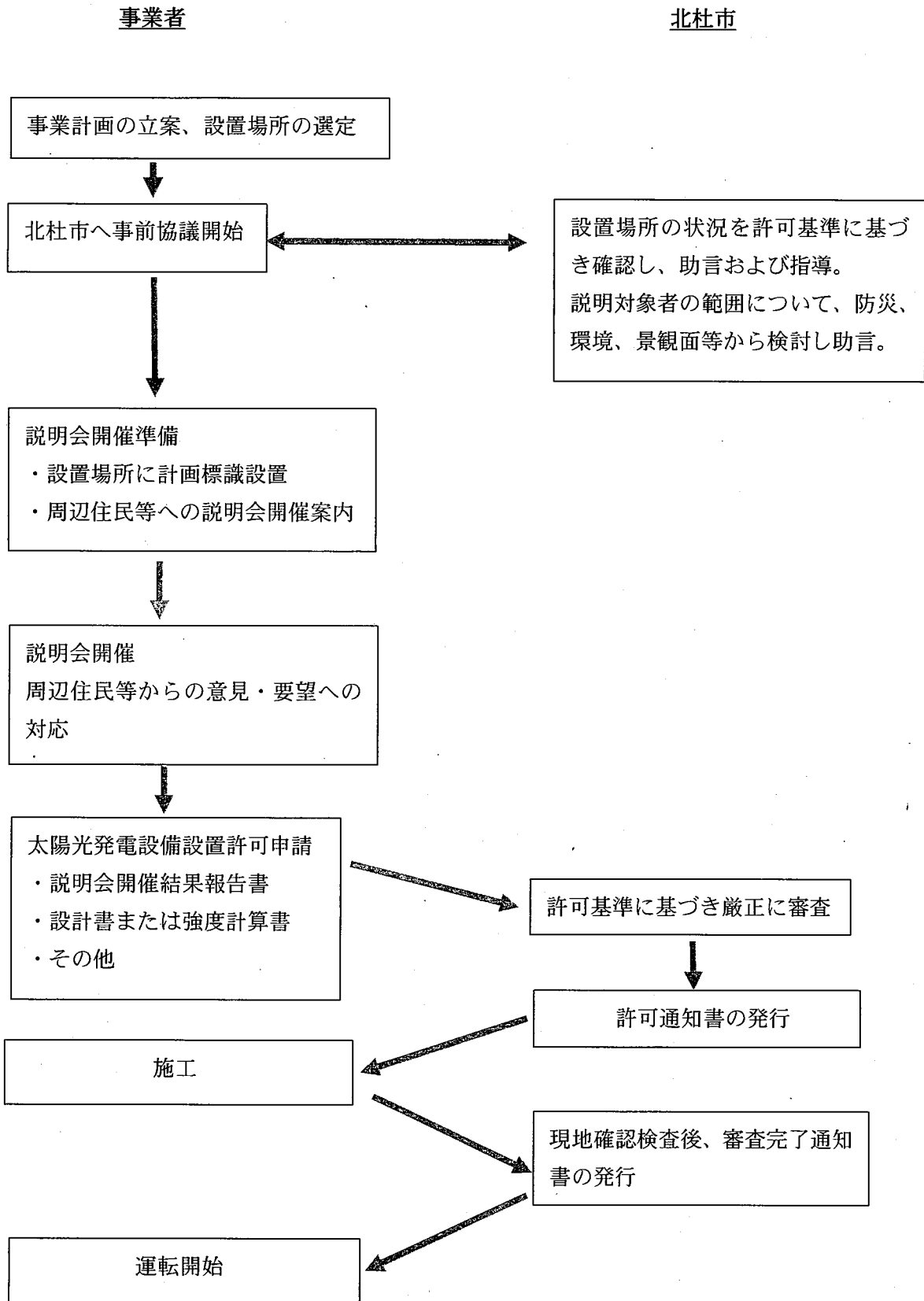
10 条例施行時に設置済みの設備については、適正な猶予期間を定めて土砂災害、水害等の災害危険要因の解消、電気設備の技術基準への適合（太陽電池アレイ用支持物設計基準JISC8955と同等の強度であること）、条例で定める植栽の設置および高さ制限に合致するようにすること。

但し、高さ制限については、JISC8955と同等の強度計算に基づく設備であって且つ次の事項にあてはまる場合には除外する。

- ① 隣接住宅がある場合に敷地境界から10m以上の離隔距離がある場合
- ② 隣接住宅がない場合に敷地境界から5m以上の離隔距離がある場合

11 条例に違反した場合には、氏名の公表および罰則を科すこととする。

条例 骨子に基づくフロー



項目	確認すべき内容	必要図書	工事完了後 現地確認要
事業計画	計画全容の確認	事業計画書、設計図書（平面図、立面図、配置図、電気配線図等）	
	土地所有の確認（全筆）	土地登記簿謄本	
	賃貸の場合、地権者の同意の確認	賃貸借または地上権設定等契約書	
	FIT認定設備の場合、認定状況の確認	認定通知書、変更認定書等	
設置場所	事業区域の確認	土地登記簿謄本（全筆）	
	法令および条例で定める禁止区域に該当しないこと。	公図、位置図または案内図	
	地域森林計画民有林の場合、伐採届を提出していること。 伐採面積が適正であること。	伐採届	●
	景観区域内行為届出を行っていること。	景観区域内行為届出書	
	土地に必要な許認可（農地転用許可、林地開発許可、環境アセスメント等）を受けていること。	許可証	
	計画地周辺の認定情報を厳格に確認し、全体の開発面積を総合的に判断し、共同性同一性に該当しないこと。	周辺を含む全体敷地面積が1ha以上の場合、山梨県との協議が行われ、林地開発に該当しないことを確認したことを示す書類	
周辺住民等への事業計画の周知と合意形成のため最大限の努力	土地の形質の変更はないこと。形質の変更がある場合には、土砂災害等の危険がないこと。県の開発に該当する形質の変更の場合には、開発許可があること。	造成計画図、山梨県の開発許可証（該当する場合）	●
	計画段階での計画標識を設置すること	標識の記載内容を示す図書および現場写真	●
安全対策	周辺住民等への説明会の開催	説明会結果報告書	
	説明対象者の範囲が適切であり、十分であること。	説明会参加者署名簿	
	周辺住民等の理解を得よう最大限の努力を行ったこと。	説明会議事録	
		周辺住民等からの要望とその要望に対する対応策の記録	
	説明会欠席者への資料配布記録および周知対応記録		
	有資格者が設置工事を行うこと。	50kW未満の設備の場合には、工事担当者が電気工事士第一種および第二種の資格を有することを証明する書類	
	敷地の地耐力調査を行うこと。	地盤調査報告書	●
	架台は、JISC8955に規定されると同等の強度を有していること。	強度計算書または標準仕様であることを示す設計図書	●
発電設備機器に問題がないこと。	機器の仕様書	●	
保守管理責任者が定められていること。	管理契約書		
保守管理計画内容が、運転期間を通じて適切であること。	保守点検計画書		
安全防護用フェンスと発電設備の間に十分な離隔距離があり、事業区域外から発電設備に触れられないこと。消防および維持管理のための十分なスペースが確保されていること。	土地利用計画図		
フェンスは仮設ではなく、容易に撤去できない恒久的なものであること。	設計図書	●	
敷地内雨水処理対策が十分であること。	雨水排水系統図	●	
土砂の流出防止対策がとられていること。	設計図書	●	
環境対策	敷地境界から発電設備までの離隔距離が5m以上、隣接住宅がある場合には10m以上であること。	設計図書	●
	太陽光発電設備の最も高いところの高さは、地盤面から垂直距離で1.5m以下であること。	設計図書	●
	景観条例で定められた意匠のフェンスを設置すること。	設計図書	●
	フェンスの外側に太陽光発電設備を遮蔽するに十分な高さの植栽を施すこと。	土地利用計画図および植栽計画書	●
	山岳景観形成区域：残地森林または造成森林が規定通りであること。 田園集落景観形成区域：緑化割合が規定通りであること。	土地利用計画図、森林および緑化計画書	●
	パワーコンディショナーは、周辺住宅から最も遠い場所に設置されること。	設計図書	●
	尾根線上、高台への設置はしていないこと。	設計図書	●
除草方法が適正であること。	運転期間における除草計画書		
撤去および廃棄	撤去および廃棄計画が適正であること。	撤去・廃棄計画書（費用概算計算書、積み立て計画書）	

松平定之委員（学識経験者・弁護士）からの助言

- 許可基準等の詳細については、市行政において新たな条例の目的を達する上での必要性、技術的实施可能性、事業者の負担の程度等も勘案した検討・確認の上定めることが適当であると考えられること。
- 許可基準等の検討にあたっては、許可基準の明確性を確保することが適当であり、基準が恣意的に運用されたり、立法者の意図しない形で利用されないか、留意することが適当であると考えられること。この点について例を挙げると、「周辺住宅から最も遠い場所に設置すること」との基準について、周辺住宅の状況には変化があり得、「最も遠い場所」は必ずしも一義的に定まらない場合があると考えられること（かつ、「最も遠い場所」に技術上常に設置可能であるとは限らない可能性もあること）から、例えば「敷地境界から一定の離隔距離をとった上で設置する」等の基準の方が明確で望ましい場合もあると考えられる。また、事業計画説明会に関し、出席者全員の署名を許可条件とすることについては、署名を拒否することによって許可条件を満たすことを妨げるなど立法者が意図しない利用がなされる可能性がないかという点についても検討を行うことが適当であると考えられる。
- 許可基準等の検討にあたっては、例えば特定の規模の太陽光発電設備がおよそ実施困難となる過度の制約を課すことについては、慎重であること（条例の目的に照らし、合理的かつ相当な範囲の規制といえるか、他により緩やかな規制手段がないかが検証されること）が適当であると考えられること。
- 許可制度の対象とする太陽光発電設備の範囲、運転開始前の市による完了通知を要する範囲については、市行政において、想定される行政負担、処理期間等も考慮した検討・確認の上定めることが適切であると考えられること。
- 国の同種規制上は太陽光発電設備の設置が可能な地域を「禁止区域」とすることについては、原則として慎重な検討が必要であり、住民の安全確保などの特に重要性の高い目的のために必要最小限とすることを検討することが適当であると考えられること。この点に関し、対策施設の設置、開発割合の制限、緑化率の確保など、他のより緩やかな規制手段についても検討を行うことが適切であると考えられること。
- 新たな規制の既存案件への適用にあたっては、FIT 電源は増加コストを販売価格に転嫁することができないという固有事情を考慮し、住民の安全確保などの特に重要性の高い目的のための最小限の規制（適正な猶予期間の付与を含む）を旨とすることが適当であると考えられること。

北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会
委員名簿

委員長	篠原 充	〔学識経験者〕
副委員長	坂本 清彦	〔学識経験者〕
委員	鎗野 達男	〔市内に住所を有する者〕
委員	学正 博次	〔市内に住所を有する者〕
委員	弘田 由美子	〔市内に住所を有する者〕
委員	塙 喜一郎	〔市内に住所を有する者〕
委員	渡部 義明	〔市内に住所を有する者〕
委員	三浦 剛	〔市内に住所を有する者〕
委員	長田 富丈	〔市内に住所を有する者〕
委員	金丸 正幸	〔太陽光等再生可能エネルギー発電事業者〕
委員	佐々木 周	〔太陽光等再生可能エネルギー発電事業者〕
委員	大友 哲	〔太陽光等再生可能エネルギー発電事業者〕
委員	相吉 正一	〔市議会の議員〕
委員	加藤 紀雄	〔市議会の議員〕
委員	志村 清	〔市議会の議員〕
委員	井出 一司	〔市議会の議員〕
委員	進藤 正文	〔市議会の議員〕
委員	栗谷 真吾	〔市議会の議員〕
委員	佐藤 長英	〔学識経験者〕（平成30年5月30日まで）
委員	松平 定之	〔学識経験者〕（平成30年5月31日から）
委員	松本 真由美	〔学識経験者〕

北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会の経過

回	日 時	場所	議 事
第1回	平成29年10月24日 午後2時～午後5時	市役所 大会議室	太陽光等再生可能エネルギー発電設備（設置）について
第2回	平成29年11月20日 午前10時～午後0時12分	市役所 大会議室	太陽光等再生可能エネルギー発電設備（設置）について
現地 視察	平成29年12月26日 午後1時～	市内 7箇所	
第3回	平成30年1月22日 午後2時～午後4時17分	明野総合 支所 大会議室	太陽光発電設備（設置）に関する課題について
第4回	平成30年3月28日 午後2時～午後4時10分	市役所 大会議室	太陽光発電設備（設置）に関する課題について <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域との合意形成に係る事項 (2) 立地場所の適切な選定に係る事項 (3) 自然環境の保全に係る事項 (4) 景観の保全に係る事項 (5) 生活環境の保全に係る事項 (6) 発電事業者の責任に係る事項
第5回	平成30年5月9日 午後2時～午後5時9分	市役所 大会議室	太陽光発電設備（設置）に関する課題について <ol style="list-style-type: none"> (1) 自然環境の保全に係る事項 (2) 景観の保全に係る事項 (3) 生活環境の保全に係る事項 (4) 発電事業者の責任に係る事項
第6回	平成30年5月31日 午後1時30分～ 午後4時30分	明野総合 支所 大会議室	太陽光発電設備（設置）の推進・規制について <ol style="list-style-type: none"> (1) 国・県の状況について (2) 課題に対する検討について
第7回	平成30年7月6日 午後1時30分～ 午後4時40分	市役所 大会議室	提言（案）に対する検討について
第8回	平成30年7月31日 午後1時30分～ 午後4時52分	明野総合 支所 大会議室	提言（案）に対する検討について （継続）
第9回	平成30年8月31日 午後1時30分～ 午後4時40分	明野総合 支所 大会議室	提言（案）に対する検討の整理及びまとめについて
第10回	平成30年10月2日 午後1時30分～ 午後6時15分	市役所 大会議室	提言（案）に対する検討の整理及びまとめについて（継続）